

仮名遣い問題概説

(明治以降
現代かなづかい
制定前)

明治初期の我が国の公的な文章には、一般に漢文書き下し的な文体が多く用いられた。これに対して、新しい時代の国語を求めて、さまざまの改良論(いわゆる国字改良論)が展開された。それらの中には、いわゆる標準語の確立に関するもの、文体の平易化に関するもの、用語・用字の合理化に関するものなどが含まれるが、中で最も大きな流れをなしたのは、仮名文字をこれまでよりも重んじて、国語を平易なものにすべきであるという論であったと言ふことができる。

早く、慶応二年十二月には、前島密(来輔)が將軍(徳川慶喜)に建白書「漢字御廃止之議」を提出しているが、その内容は、国民の知的水準を高めるために、簡易な文字(仮名)・文章を用いて教育を行い、将来は日常公私の文章も漢字を用いないで表記するようにすべきであるという趣旨のものであった。前島は、また、同様の立場から、明治二年五月に政府に「国文教育之儀ニ付建議」を、明治五年七月に右大臣(岩倉具視)と文部卿(大木喬任)に「学制御施行ニ先テ国字改良相成度卑見内申書」を提出し、更に明治六年二月から七年五月にかけて縦組み平仮名書きによる日刊紙「まいにち ひらかな しんぶんし」を刊行するなどした。また、明治六年八月には、福沢諭吉が入門用国語読本『文字之教』を「ムツカシキ漢字ヲバ成文用ヒザルヤウ」(同書端書)心掛けるべきであるという考え

方に基づいて編集し、明治七年五月には、清水卯三郎が「平仮名ノ説」(『明六雑誌』第七号)で平仮名を専用すべきことを唱え、自説を化学の入門書『ものわりのはしご』(明治七年)で実際に試みるなどのことがあった。

一方、文部省は、明治五年八月の学制発布の際、普通教育に文語の漢字仮名交じり文、歴史的な仮名遣いを採用した。そのため、これが学校教育における表記法として定着していくこととなった。文部省は、明治七年、いわゆる歴史的仮名遣いを教えるための教科書として、『単語図』『連語図』などを刊行した。

しかし、この歴史的仮名遣いについて、普通教育関係者の一部に、児童にとって複雑すぎるといふ声が起こり、これを表音的なものに改めようという動きも見られるようになった。明治十一、二年のころ、当時の千葉県師範学校校長兼同女子師範学校校長那珂通世は、両校において教育の改良を図り、その一端として『単語図』『連語図』などを教えるのに仮名遣いを動詞の活用語尾の部分を除いて表音的なものに改めて教授することを試みた。

明治十五年には、国字改良運動とも関連して、普通教育関係者を中心に、表音的仮名遣による仮名文の普及を目的とした「いろはくわい」が結成された。仮名文字運動の団体としては、ほかに、歴史的仮名遣いによる仮名文を広めようとし

て明治十四年に結成された「かなのとも」、表音的仮名遣いによる仮名文を広めることを目的として実業家を中心に結成された「いろはぶんくわい」などがあつたが、明治十六年七月、これらが仮名文普及の立場から大同団結して「かなのくわい」（会長有栖川威仁親王）を結成することとなつた。

しかし、同会では、どんな仮名遣いを用いるかということについては一致した結論に達することができなかつた。そのため、暫定的に、歴史的仮名遣いを主張する「つきのぶ」（機関誌『かなのみちびき』）、表音的仮名遣いを主張する「ゆきぶ」（機関誌『かなのまなび』）、五十音のものを正し仮名文字の数を増やすことを主張する「はなぶ」の三部を置くこととし、機関誌も別々に出す状態が続いた。明治十七年三月にはこの三部を廃し、機関誌も『かなのしるべ』一誌としたが、翌明治十八年には再び「もとのとも」（機関誌『かなしんぶん』『かなのてがみ』）「かきかたかいりようぶ」（機関誌『かなのざつし』）の二部を置くに至つた。これらのうち、表音的仮名遣いを主張する人々の仮名遣いに対する考え方は、「かなづかひのこと」②（『かなのまなび』、明治十六年八月号）、同「ぶんのかきかたにつきて」（『かなのまなび』、明治十七年一月号）などによつて知ることができる。一方、歴史的仮名遣いを主張する立場からは、物集高見『かなづかひ教科書』（明治十九年四月）ほか

さまざまの仮名遣い教科書が発行されるなどのことがあつた。

なお、明治二十年前後は、全般的に国字改良論が盛んであつたが、末松謙澄『日本文章論』（明治十九年十一月）などには仮名遣い改良の説が見える。

明治二十六年には、文部大臣井上毅が、当時の帝国大学文学部と第一高等中学校に対して諮問「問目一則」③を發し、普通教育に用いる仮名遣いのうち字音仮名遣いを歴史的なものから表音的なものに改めることについて意見を聞くということがあつた。これに対して、帝国大学文学部教授栗田寛、同黒川真頼、同物集高見、同助教教授三上参次、第一高等中学校教授落合直文、同高津鋏三郎ら六名が「答申」④（明治二十七年）を提出した。しかし、これらは内容的には賛否両論に分かれるものであつた。

二

明治二十八年、ヨーロッパ留学から帰国して間もない上田万年が「歐洲諸国に於ける綴字改良論」⑤（『太陽』、同年七月）を發表した。これは、ヨーロッパのつづり字改良問題の経緯を紹介したものであるが、我が国の仮名遣い改定運動に刺激を与えるところが少なくなかつた。

折から、日清戦争も終わり、一時静まっていた国字改良論が再び活発となつた。仮名文字説、ローマ字説、新字説など

の人々は、国字改良に関する世論を高めることがまず必要であるという観点から、明治三十一年、大同団結して国字改良会を結成した。帝国教育会(全国的な教育団体、明治二十九年発足)も、国字改良の必要を認め、内部に国字改良部を設けた。そこで国字改良会はこれと合体することとなった。帝国教育会は、国字改良を実行に移すために、政府の機関でその方法の調査を行うことを求めて、明治三十三年一月、「国字国語国文ノ改良に關スル請願書」を貴族院・衆議院に提出した。貴族院・衆議院は、同年二月、これを採択し、政府に対して「国字国語国文ノ改良ニ關スル建議」を出した。そこで、文部省は、明治三十三年四月、八名の国語調査委員を任命し、国語調査の方針を立てるための予備調査を開始した。これが後に国語調査委員会の設置(明治三十五年三月)として実を結ぶこととなった。また、帝国教育会の国字改良部は、結成以来さまざまの国字改良に関する案を発表したが、そのうち、明治三十三年七月の「国字改良部仮名決議」^⑤は、表音的な仮名遣い案を含むものであった。

文部省は、小学校令が改正されることになったのを機に、小学校教育に用いる文字の平易化を図ることとし、明治三十三年八月二十一日付けの省令第十四号小学校令施行規則第十六条で、小学校教育に用いる字音仮名遣いの表音化、平仮名及び片仮名の字体の統一、漢字の範囲の設定などを行った。こ

れについては、帝国教育会などがほぼ賛成の態度を示したが、一方、読売新聞社説「新定仮名遣法の実行は暫時見合すべし」^⑥(明治三十三年九月二十九、三十日)、三矢重松「字音新仮名遣に就いて」^⑦(『国学院雑誌』、明治三十四年一月)その他、字音仮名遣いの改定について慎重論を唱えるものも少なくなかった。

高等師範学校(校長伊沢修二)では、この小学校令施行規則第十六条の規定を附属小学校で実施する具体的な方法を検討した結果、仮名遣いについては、「小学校令施行規則中第二号表ノ仮名遣ハ、近易ナル普通文(話言葉)ニ於テハ字音ノ言葉ノミナラズ国語ノ言葉ニモ適用スルモノトス」^⑧(『高等師範学校附属小学校国語科実施方法要領』明治三十四年三月)という方針で臨むこととした。

新しい字音仮名遣い(いわゆる棒引き仮名遣い)は、明治三十四年四月から、小学校教育で実施された。これについては、実施以来、国語仮名遣いとの関係、長音を書き表す場合の「ー」の使用、中等教育や一般社会における仮名遣いとの関係などが問題となった。明治三十五年三月に発足した国語調査委員会は、同年六月までに九回の会議を開いて同会の調査方針を決定したが(『国語調査委員会決議事項』)、「文字ハ音韻文字(フォノグラム)ヲ採用スルコト、シ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト」など四項目を同会の調査すべき主要な事業とすると同時に、目下の普通教育の必要のために、「国語仮名遣

ニ就キテ「字音仮名遣ニ就キテ」など六項目を別に調査する方針であつた。これについては、同会委員長加藤弘之「国語調査に就て」(『教育時論』、明治三十五年七月号)、同会補助委員保科孝一「国語調査委員会決議事項について」(『言語学雑誌』、明治三十五年七月号)などの論文に詳しい。

国語調査委員会は、その後、右の調査方針に基づいて、字音や国語の仮名遣いの改定について根本的な調査を進めたが、その最終的な結論が得られる前に、これとは別に文部省内に設置されて国定教科書の改善に関する審議に当たっていた教科書調査委員会が、教科書の修正のためには仮名遣い問題の解決が先決条件であるとして、国語仮名遣いについて同会のまとめた「国語仮名遣改定案」^①と、この改定に伴って明治三十三年の新字音仮名遣いについて改正が必要になる点をまとめた「字音仮名遣ニ関スル事項」^①とを文部大臣に報告した。そこで文部大臣は、これを本案とし、文部大臣官房図書課立案の「国語仮名遣改定案」^①を別案として、明治三十八年二月に国語調査委員会に、同三月に高等教育会議(最初の文部大臣の諮問機関、明治二十九年十二月設置)に諮問し、更に文筆家など四十八名にも意見を求めることとした。

ところが、この両案が発表されると、これに対する反対論が盛んとなり、明治三十八年三月「国語会」(会長東久世通禧)が結成され、また、物集高見、伊沢修二その他が「日本新聞」や

『国学院雑誌』などに次々と仮名遣い改定反対の論文を発表した。その主な論拠としては、

○つづり字法で発音どおりでないのは日本だけのことではない。

○仮名遣いに手を加えるより、我が国の国語、国字をどうするかの根本を解決することが先決の問題である。

○文部省に国語を変更する権限があるかどうか疑問である。

○歴史的仮名遣いを変更すると、そのために

- ・ 国語の尊厳がそこなわれる。

- ・ 文法が混乱する。

- ・ 従来歴史的仮名遣いで区別されてきた同音語の区別ができなくなる。

- ・ 古典が読めなくなる。

- ・ 語源が分からなくなる。

○歴史的仮名遣いは児童にとって習得困難だというが、

- ・ 一般に言われるほどではない。

- ・ 指導法に工夫を加えれば、もっとやさしく学べるようにできる。

- ・ 仮に難しいとしても、児童にとって必要なことなら、それに取り組ませることが大切である。

などが挙げられる。これに対して、上田万年らが仮名遣い改定賛成の立場から論文を発表した。その主な論旨は次のとお

りである。

○外国語特に英語のつづり字には発音どおりでないものも多いが、これは、一つは英国国民の保守性に基つき、一つはローマ字の本性からくるものであって、我が国の漢字仮名交じり文の中の仮名遣いを現状のままにしておいてよい理由にはならない。

○言葉は変化するものである。それに伴って文法や仮名遣いが変わるのは当然である。

○歴史的仮名遣いを知っているから古典が読めるというものではない。歴史的仮名遣いは専門の者が必要に応じて勉強すればよい。

○歴史的仮名遣いは児童にとって学習上の負担が大きい。

○仮名遣いを簡便にすることは、学校教育のためばかりでなく、社会、経済の能率のためにもよい。

なお、この時の論文の中で、伊沢修二「所謂最近の国語問題に就きて」(『国学院雑誌』、明治三十八年六月号)、上田万年「最近の国語問題を論ず」(『教育学術界』、同年七月号)、伊沢「国語問題に就て」(上田博士の説を駁す)(『教育学界』、同年九月号)、上田「伊沢先生の駁論」に就て」(『教育学界』、同年十月号)、伊沢「吾が国語のために上田博士に与ふ」(『国学院雑誌』、同年十二月号)などは論争の形をとって発表された。

一方、諮問を受けた高等教育会議は、明治三十八年三月二

十四日、「……重要ノ問題ナルヲ以テ十分講究ノ必要アリ依テ他日ヲ俟テ更ニ諮問アランコトヲ望ム。」と答申した。また、国語調査委員会は、二十一回の委員会を開いて審議した結果、明治三十八年十一月二十一日、諮問案と明治三十三年の新字音仮名遣いとを修正するという形で詳細な答申^①を行った。このほか、帝国教育会や府県師範学校(六十校)などからも「答申」^①が出されたが、仮名遣いの改定に根本から反対するものは少なかった。そこで文部省は、国語調査委員会の答申を原案として、明治三十九年十二月、改めて高等教育会議に諮問したところ、同会議は、同月、大多数の賛成をもってこの案を可決するに至った。

ところが、このような成り行きに対して、明治三十九年十二月、新たに「国語擁護会」が結成され、また貴族院の一部にも反対意見が生まれた。そこで文部大臣は、小学校教科書に改定仮名遣いを採用することを見合わせ、更に研究を重ねるために明治四十一年五月に臨時仮名遣調査委員会を設置して、文部大臣官房図書課で新たに作成した「仮名遣ノ件」^①を諮問することとした。

諮問を受けた臨時仮名遣調査委員会は、明治四十一年六月五日から七月三日までに五回の委員会を開いたが、その間に意見を述べた委員のうち、大槻文彦^②、芳賀矢一、矢野文雄、伊知地彦次郎は仮名遣い改定におおむね賛成し、藤岡好古、

森林太郎^②、曾我祐準、伊沢修二は反対であった。しかし、明治四十一年七月西園寺内閣(文部大臣牧野伸顯)が総辞職し、桂内閣(文部大臣小松原英太郎)に代わった後、同会は一度も開会されずに、同年十二月調査未了のまま廃止された。

一方、文部省は、明治四十一年九月七日訓令第十号^①を出して、「小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其字体、字音仮名遣並ニ漢字ニ関スル規定ヲ削除」した。このため、明治三十四年以来小学校教育で実施された字音仮名遣いは旧に復することとなった。これについて、読売新聞「文相の妄断」(明治四十一年九月九日社説)、報知新聞「国語問題の今後」(同年九月十二日社説)などのほか、「教育公論」などを中心にさまざまな賛否意見が発表された。なお、文部省は、教育の場における混乱を避けるために、先の訓令第十号で、それまでの表音的字体を仮名遣いを許容するなど教育上の配慮が必要であることを述べるとともに、同年九月十二日、「小学校令施行規則中教授用仮名及字体、仮名遣ニ関スル規定削除ニ付教授上ノ注意事項」^①を各都道府県と各高等師範学校に対して通達した。

三

臨時仮名遣調査委員会に続いて、国語調査委員会も、大正二年六月、行政整理のために廃止された。しかし、教育年限短縮の問題とも関連して、大正四年十月、教育調査会(文部大臣の諮問機関、高等教育会議に代わって大正二年設置)から国

語・国字・国文を平易にするために有力な調査機関を設置することが必要である旨の建議があり、貴族院・衆議院からも同様の建議があった。そのため、大正五年四月、文部省に国語調査室が設置され、大正十年六月、原内閣(文部大臣中橋徳五郎)のとき、それを基に臨時国語調査会が設置された。臨時国語調査会は、初め「漢字ノ調査ニ関スル件」を審議していたが、大正十二年五月の「常用漢字表」(一九六二字)の発表でそれが一段落したあと、「仮名遣ノ改定ニ関スル件」の審議に移り、大正十三年十二月二十四日、表音的な「仮名遣改定案」^①を可決、発表した。しかし、これに対しても賛成反対の論が盛んに起こり、特に反対論が激しかったため、大正十四年二月、文部大臣岡田良平が衆議院において改定仮名遣いを教育上に直ちに用いる意思のないことを表明するに至った。なお、このとき発表されたもののうち、山田孝雄「文部省の仮名遣改定案を論ず」^②(『明星』、大正十四年二月、補訂して小冊子としても刊行)は、基本的な問題から改定案の各項の具体的な問題までを詳細に論じたもので、後の仮名遣い改定反対論の一つのよりどころとなった。

臨時国語調査会は、このように「常用漢字表案」「仮名遣改定案」に関する世論を聞いたあと、それを基に昭和六年五月、「常用漢字表及仮名遣改定案に関する修正」^①を可決した。そこで文部省は、これを昭和八年度から使用の新教科書に採用す

る方針をたて、まず教科書調査会(小学校の教科用図書調査を目的とした文部大臣の諮問機関、大正九年四月設置)に諮問したところ、同会は、同年九月十九日、「仮名遣改定案ニ拠ル仮名遣ヲ」小学校教科書に「採用スルコトヲ適当ト」認めると同時に、「官公署ノ文書ハ勿論広ク一般ニ採用スルコトニツキ適当ナル措置ヲ講セラレシム」旨の答申を行った。

このような動きに伴って、仮名遣改定問題について再び賛否両論が活発となった。『国学院雑誌』は、昭和六年九月から十二月までの四号にわたって「仮名遣改定問題」特集を行い、多くの反対論を掲載した。反対論の中には、仮名遣の改定を思想問題と結び付けて論じるものもあつた。一方、賛成の立場から発表された論文も、『国語教育』の「仮名遣改定促進号」(昭和七年四月)に掲載されたものを始め、少なくなかつた。本資料集所収の湯沢幸吉郎「改定仮名遣は文法を破壊するものにあらず」(『教育研究』、昭和六年十月)、保科孝一「国語における仮名遣問題」(『岩波講座、教育科学2』昭和六年十一月)佐久間鼎「仮名づかいは是非」(『国語教育』、昭和七年四月)、日下部重太郎「仮名遣復古から新仮名遣の改良整理」(『現代国語思潮』、昭和八年六月)などは、いずれもそれぞれの立場から仮名遣の改定の認められてよいことを論じたものである。

文部省は、改定仮名遣を教科書に採用する問題に関して、教科書調査会に続いて、文政審議会(教育方針に関する内

閣総理大臣の諮問機関、大正十三年四月設置)の意見を聞くはずであつたが、他の問題ともからんでその機会が持てなかつたため、結局改定仮名遣いは昭和八年度から使用の小学校教科書に採用されなかつた。

昭和九年十二月、臨時国語調査会に代わつて、文部大臣の諮問機関である国語審議会が設置された。同審議会は、昭和十四年から、昭和十年の文部大臣の諮問事項のうち「仮名遣ノ改定ニ関スル件」の審議を進めることとし、昭和十七年七月十七日、仮名遣のうち字音仮名遣だけを表音的なものに整理した「新字音仮名遣表」^①を可決、答申した。そこで文部省は、「国語国字ノ整理統一ニ関スル閣議申合事項」(昭和十六年二月二十五日)に基づいてこれを閣議に諮るために、各省庁に意見を聞くなどしたが、最終的な結論を得るに至らず、結局この案も実施されずに終わった。

国語施策沿革資料 2
仮名遣い資料集(論評集成 その1)

昭和56年3月31日

編集・発行 文化庁
(文化部国語課)

郵便番号 100

東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

TEL (03) (581) 4211

印刷者 大蔵省印刷局

郵便番号 105

東京都港区虎ノ門二丁目2番4号

TEL (03) (582) 4411
